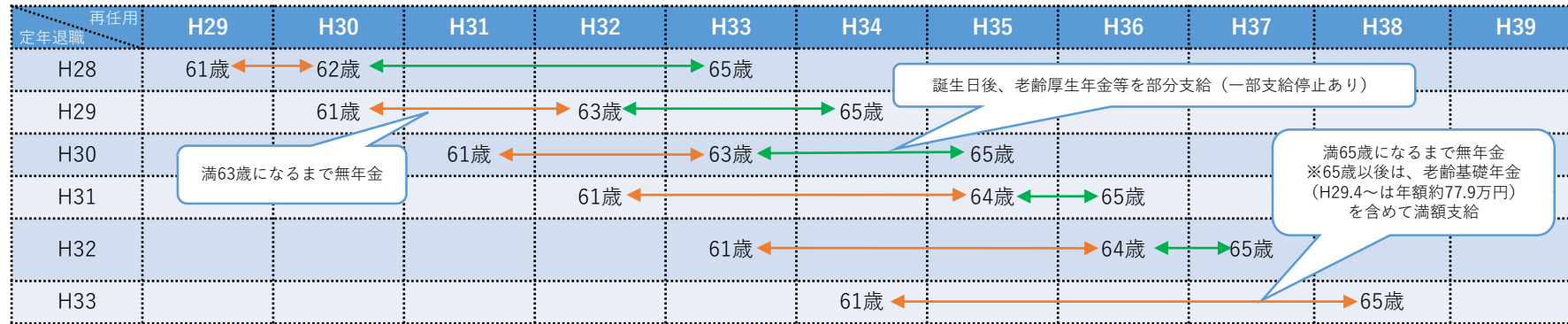


就労と公的年金の関係

○公務員の定年退職年度と再任用期間中の公的年金の支給開始年齢の関係



(注) 年齢は、その年度内に到達する年齢を示す。

○老齢厚生年金等の一部支給停止について

平成28年度に定年退職し、翌年度に再任用（国家公務員行政職係長級）された職員が年金支給開始年齢（62歳）に達した後の年収試算

単位：万円

区分	フルタイム (週5日勤務)	週31時間 (週4日勤務)	週19時間22分30秒 (2週で5日勤務)
俸給及び期末・勤勉手当	365	292	182
老齢厚生年金等	42 (一部支給停止)	101 (一部支給停止)	142 (支給停止なし)
合計	407	393	324

H33年度以降の退職者は、満65歳まで無年金となるためフルタイムでの勤務が前提となる。
↓
定年延長の検討

○65歳からの就労による経済的なメリット

- ・ 在職老齢年金における支給停止調整額が緩和される。
60歳から65歳までの調整額 28万円 → 65歳からの調整額 46万円 に緩和 → 年金（年金の満額支給）+ 就労収入（支給停止額の減）
- ・ 就労収入が得られることで、65歳時における公的年金の繰り下げ支給（70歳からの年金額が42%増加）の選択幅が広がる。
- ・ 就労（フルタイムでの勤務）により、61歳から70歳までの間、厚生年金保険に加入できることで将来の年金の受取額が増加する。